

建築士懲戒処分公告

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 10 条第 1 項の規定による処分をしたので、同法第 10 条第 5 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 8 年 1 月 6 日
中部地方整備局長
森本 輝

処分をした年月日	処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号	処分の内容	処分の原因となった事実
令和 8 年 1 月 6 日	渡部 徹 一級建築士 第 357929 号	戒告	愛知県内の建築物（1 物件）について、ダプラスデザイン一級建築士事務所（愛知県知事登録（い-2）第 13023 号）の業務に関し、設計者として、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 36 条に基づく建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）第 114 条第 3 項の規定に違反する設計（建築面積が 300 m ² を超える建築物の小屋組が木造である場合において、小屋裏の直下の天井の全部を強化天井とせず、かつ、桁行間隔 12m 以内毎に小屋裏に準耐火構造の隔壁も設けない場合には、同項ただし書の規定に基づき、当該建築物を令第 115 条の 2 第 1 項第 7 号の基準に適合させる必要があるにもかかわらず、これに適合しない設計）を行った。
令和 8 年 1 月 6 日	柳沢 健一 一級建築士 第 261707 号	戒告	三重県内の建築物（1 物件）について、大和ハウス工業株式会社中部集合住宅一級建築士事務所（愛知県知事登録（い-4）第 11496 号）の業務に関し、設計者として、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 69 号）第 4 条の規定による改正前の建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項及び建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 9 条第 1 号に基づく建築基準関係規定である消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 17 条第 1 項及び消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。）第 21 条第 1 項第 4 号の規定に違反する設計（本件建築物は、延べ面積 500 m ² 以上の防火対象物（令別表第 1（5）項口：共同住宅）であることから自動火災報知設備を設置しなければならないにもかかわらず、これを設けない設計）を行った。